

国民対話で出された意見等に対する 政策への反映状況について

平成21年1月22日
内閣府国民対話担当室

「政策ライブトーク～地球環境問題～」(平成19年7月) 「鴨下大臣と語る 希望と安心の国づくり」(平成20年2月) (環境省)

国民対話で出された意見・提案

政策等への反映状況

- 環境省は部門別に最も効果の大きい産業、運輸に手を打っていない。効果の少ない家庭部門についての国民運動では実効性が少ない。



○「京都議定書目標達成計画」(平成20年3月28日閣議決定)

- 地球温暖化対策については、京都議定書の6%約束の確実な達成のため、あらゆる分野において対策を強化すべく、平成20年3月に京都議定書目標達成計画を改定しました。
- 同改定計画においては、国民運動のみならず、産業界における自主行動計画の拡大・深掘り、工場・事業場の省エネ対策の徹底、トップランナー基準による自動車の燃費の改善、事業者に対して求められる措置を示した排出抑制等指針の策定などを始めとして、産業部門や運輸部門を含めた各部門の対策が盛り込まれているところです。

- 一番いいのはエネルギーが必要ない自転車。現在では自転車道が整備されていない。全国にサイクリングロードを整備してほしい
- コンパクトシティの推進に当たっては、街づくりのインセンティブを用意していただきたい。



○自転車の利用促進、コンパクトな街づくりについて

- 環境省では、国土交通省との連携により、低炭素地域づくり面的対策推進事業において、公共交通や自転車の利用促進や自然資本・未利用エネルギーを活用した地域づくりのためのCO2削減シミュレーションを通じた計画策定を支援しているところです。平成20年度は全国25箇所のモデル地域において、自転車利用促進策の検討やコンパクトシティ実現のための公共交通利用促進策の検討などが進められています。こうした検討の結果を踏まえて、今後、自転車の利用を促進するための様々な事業を地域で実施していくことが期待されています。
- 全国25箇所のモデル地域において低炭素型のまちづくりの計画策定を支援しており、21年度からは計画に位置づけられた事業への支援も予定しております。こうした取組を通じて中心市街地に活気を取り戻し、子供やお年寄りも安心して暮らせるような、環境にやさしいコンパクトなまちづくりのモデルを全国の都市に広げていく予定です。

「上川大臣と語る 希望と安心の国づくり」 (平成19年10月、内閣府)

国民対話で出された意見・提案

政策等への反映状況

- ワーク・ライフ・バランスに関し、特に男性の働き方の改革を進め、夫婦で子育てできるような国にしてほしい。



- 「待機児童ゼロ作戦」を実施しているにもかかわらず、長い間保育施設が不足している状況はおかしい。待機児童を本当にゼロにしてほしい。



- 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を取りまとめ(平成19年12月)
 - ・「就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造」の解消が必要であるとした上で、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現、多様な働き方に対応した保育サービスなどの子育て支援策の再構築という2つの取組を「車の両輪」として推進。
 - ・児童福祉法や次世代育成支援対策推進法の改正法案が成立。
 - ・社会保障審議会において、重点戦略の指摘を踏まえた制度設計について検討。
- 「仕事と生活の調和憲章」及び「行動指針」を策定(平成19年12月)
 - ・憲章及び行動指針に基づき、働き方の見直しを官民一体となって推進。
 - ・仕事と生活の調和を推進していくための中核的な組織として、平成20年1月、内閣府に「仕事と生活の調和推進室」を設置。
 - ・平成20年4月、官民トップ会議の下に「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」を設置
- 「新待機児童ゼロ作戦」を取りまとめ(平成20年2月)
 - ・保育サービスを量的に拡充するとともに、家庭的保育など保護者や地域の事情に応じた保育の提供手段の多様化。
 - ・小学校就学後まで施策対象を拡大(放課後児童クラブ)。
 - ・都道府県に「安心こども基金(仮称)」を創設し、保育所等の整備の前倒し実施を図る。

「渡海大臣と語る 希望と安心の国づくり」 (平成19年11月、文部科学省)

国民対話で出された意見・提案

- 子供と向き合う時間が教員にはない。日々努力している教員に対して報われるようにしてほしい。
- 子どもと向き合う時間を確保するために、学校の事務職員の体制についてどう考えるか。
- 「子どもと向き合う時間の拡充」に向けて、更なる努力を希望します。世論形成が必要かと思えます。

政策等への反映状況

○教員が子どもと向き合う環境づくり

- ・ 子どもたちの学力の向上と規範意識の育成を図るためには、教員が子ども一人一人に向き合う環境をつくることができるよう、学校現場で日々頑張っている教員を支援する体制が必要です。
- ・ 一方、財政健全化努力を継続し、行政改革や歳出・歳入一体改革を徹底して進めることは必要なことであり、行革推進法第55条第3項には、平成17年度と平成22年度を比較して、「公立学校の教職員その他の職員」の総数について児童生徒の減少に見合う自然減(教職員定数の自然減)を上回る純減を行うこととされています。
- ・ このため、平成21年度予算案においては、行革推進法の範囲内で定数増800人を含む1000人の教職員定数の改善をはじめとして、14000人の退職教員等外部人材活用事業-サポート先生の配置-、約5600カ所の学校支援地域本部の設置などを計上しているところであり、これらの取組みを通じて、信頼される公教育の確立に取り組んでまいりたいと考えております。

○免許更新制について

- ・ 免許更新制については、その具体的な運用方策について、中央教育審議会教員養成部会において報告をとりまとめたところであり、文部科学省では、この報告を踏まえて平成20年3月に関係省令の整備を行いました。
- ・ 現在、免許更新制について理解が図られるよう、国民の方々への情報提供として、①政府広報番組による教員免許更新制に関する周知、②文部科学省HPへの各種資料の掲載、などを行っているところです。
- ・ また、関係諸機関への周知として、①法令関係改正通知の送付、②国公立の各学校への解説書の送付、③教育委員会・大学等向け説明会の開催、④教育委員会・大学等が開催する協議会等への講師派遣、などを実施しております。
- ・ 加えて、文部科学省(教職員課)で個別の問い合わせに対する相談体制を設けて、各種問い合わせに対応しているところです。

- 教員の免許更新制のイメージがわからない。制度の内容や趣旨についてわかりやすく説明してほしい。

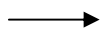
- 社会全体でいじめが起こらない環境をつくるべき。
- いじめの再定義や調査方法の見直しは結局机上の空論に過ぎない。現場の教員さえキャッチできない現状のアプローチはもっと別の方法が必要だ。
- いじめ問題は学校の中だけでは対応できないと思うので、他省庁も含めて対応すべき。



○ いじめ問題への対応

- すべての関係者がいじめの問題の重大性を認識し、意識を高めることが重要であり、学校においては、いじめが起こらない環境づくりに取り組んでいます。いじめは決して許されないことであり、いじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応する必要があります。また、いじめの問題が生じたときは、その問題を隠さず、学校・教育委員会と地域・家庭が連携して対処していくよう徹底を図ってきました。
- いじめの実態をより適切に把握するため、いじめの定義や調査方法を見直し、アンケート調査など、児童生徒から直接状況を聞く機会を設けたり、「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」の提示や「いじめ問題に関する取組事例集」の作成を通じて、いじめの早期発見に向けた学校や教育委員会の取組の充実を促してきました。
- これまでも、いじめなど問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応など、児童生徒の支援を行うための効果的な取組について調査研究を行ってきましたが、平成20年度から新たに、「いじめ対策緊急支援総合事業」を実施し、学校だけでは解決困難ないじめ等の問題行動等に対応するため、外部の専門家等からなるチームの設置・派遣のあり方についての調査研究等を行っています。

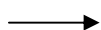
- 学習指導要領の改訂時期の前倒しについての考え方はどうか。



○ 学習指導要領改訂時期について

- 新学習指導要領の全面的な実施は、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度からですが、平成20年度中に改訂の趣旨について、関係者の共通理解や必要な準備を行った上で、平成21年度から可能なものは先行して実施することとしています。
- 今回の移行措置は、初めて移行期間中から小学校の総授業時数を増加させたり、算数・数学、理科等の指導内容の充実を図るものとなっていることから、文部科学省としても移行措置を含め、新学習指導要領の円滑な実施のため、算数・数学、理科の補助教材の作成・配布をはじめとした条件整備に努めてまいります。

- 特別支援教育について、先生と家庭が協力し合って子供をサポートする体制が重要である。



○ 特別支援教育のサポート体制について

- 特別支援教育は、平成19年4月1日に施行された改正学校教育法により、本格的に実施され、「特別支援教育体制推進事業」を通じ、特別支援教育の体制整備に努めてきたところです。平成20年度は、大学教員や医師等による巡回指導、教職員等に対する研修や保護者等に対する理解・啓発に関する事業を「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」において実施しています。また、学校生活上の介助や学習活動上の支援を行う「特別支援教育支援員」の地方財政措置も拡充しました。（※20年度 支援員30,000人相当（19年度21,000人相当））

「若林大臣と語る 希望と安心の国づくり」 (平成19年12月、農林水産省)

国民対話で出された意見・提案

政策等への反映状況

- 鳥獣害について、林業や農業との共生について教えてほしい。

- 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置法」
本法律は、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための施策を総合的に推進するため、19年12月に制定され、20年2月に施行されました。併せて農林水産大臣による基本指針が公表されました。今後、市町村等による被害防止計画の作成と実行をお願いすることになります。
- 平成20年度鳥獣被害対策関連予算
 - ・ 鳥獣害防止総合対策事業(生産局) 28億円
 - ・ 森林・林業・木材産業づくり交付金(林野庁) 97億円の内数

- 木を使うことについて、公共事業や学校など大きなところで使うように働きかけてほしい。

- 公共事業・公共施設における木材の積極的な利用
公共事業や公共施設において、木材を積極的に利用することは、日常の中で木材に触れる機会を増やすとともに、民間への波及効果も期待されます。このため、①「農林水産省木材利用拡大行動計画」を策定し、自ら率先して、庁舎や補助事業対象施設の木造化・内装木質化を推進するとともに、②木材利用推進関係省庁連絡会議を通じた、関係省庁への働きかけに努めているところです。
- 「木材利用拡大行動計画」(平成15年8月策定)
木材の利用推進にさらに取り組むこととして、目標などの見直しを行い、平成20年5月に改正しました。

- 運動により広く知ってもらい、その次の段階としては、実のあるものにしてほしい。
- 目標をしっかりと達成する様に色々と努力されたし。
(具現化の努力を)

- 「京都議定書目標達成計画」(平成20年3月28日閣議決定)
本年から京都議定書の第1約束期間が始まり、6%削減約束の達成に向け、森林吸収量により3.8%に相当する1300万炭素トンを確保することが、改めて政府目標として位置づけられました。目標達成のためには、従来35万ヘクタール程度で推移してきた間伐実施面積を55万ヘクタールまで引き上げる必要があり、20年度は546億円(19年度補正含む)の追加的予算を確保したところです。
- 「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」(平成20年5月16日公布・施行)
本運動の現場への浸透を図り、間伐等森林整備の着実な実施に結びつけるため、全国キャラバンの展開など現場実務者に対する働きかけを強化しているところです。

「舛添大臣と語る 希望と安心の国づくり」 (平成20年1月、厚生労働省)

国民対話で出された意見・提案

- 産科・小児科を中心とした医師不足問題について、地域に必要な医師が確保できるよう、病院勤務医の負担軽減、医師養成課程での工夫等に取り組んでほしい。
- 産科医師不足に関する対策として、女性医師の働きやすい職場環境の整備や院内助産所の開設を増やす等の助産師の活用を図ってはどうか。

政策等への反映状況

○産科・小児科を中心とした医師不足問題について

- 国民対話を受け、産科医療機関の分娩の休止状況等に関する全国調査を行い、特に支援の必要な医療機関に対しての産科医の派遣を行うなど、地域においてお産の継続が可能となるよう対応しました。
- 産婦人科、小児科などを中心に、地域に必要な医師を確保していくため、(1)平成21年度の大学医学部定員を693人増員し、8,486人となりました。(2)平成21年度予算案において、医師確保対策や救急医療対策の予算を大幅に増額し、前年のほぼ倍の428億円を計上しています。
- 昨年4月より実施された診療報酬改定では、産科や小児科をはじめとする医師不足の現状を踏まえ、病院勤務医対策に1500億円を充てています。
- 助産師を活用するため、平成20年度より、産科を有する病院・診療所に対し、①院内助産所や助産師外来の設置のための施設や設備の整備に対する補助、②院内助産所や助産師外来を開設しようとする医療機関管理者、医師や助産師等の研修に対する補助、を行っており、加えて、潜在助産師等を対象に、臨床能力の高い助産師を育成し、産科診療所への就業促進を図るため、最新の助産に関する知識や技術に係る臨床実務者研修等への取り組みや、平成20年度より新たに地域毎に助産師確保や養成策、医療機関と助産所の連携について検討する助産師確保ネットワークづくり等といった取り組みを進めております。

○「安心と希望の医療確保ビジョン」(平成20年6月)

- 厚生労働省では、地域医療や必要な医師の確保には、将来を見据えた改革が必要であるため、昨年6月に「安心と希望の医療確保ビジョン」をまとめました。このビジョンでは、(1)医療従事者等の数と役割、(2)地域で支える医療の推進、(3)医療従事者と患者・家族の協働の推進、などを明記しています。

○「地域医療の機能強化に関する関係閣僚会議」(平成20年12月)

- 政府として医師確保対策を一層強力に推進するため、文部科学大臣、総務大臣など関係閣僚で構成される会議を昨年12月に設置しました。

- 救急搬送において、いわゆる「たらい回し」の事案が起きています。救急医療に関し、緊急の対策を講じてほしい。

○救急医療に関する対策について

- 救急搬送の受け入れに時間を要した事案への対策として、平成19年12月以来、数次にわたり、都道府県に対し、救急搬送受入体制の確保について必要な対策を早急に講じるよう要請をし、そのために必要な予算措置をしております。
- また、平成21年度予算案においては、平成20年6月の「安心と希望の医療確保ビジョン」や11月から開催している「周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会」の議論等を踏まえ、地域全体で救急患者を円滑に受け入れられるよう、受入実績等を踏まえた地域の中核的な病院が、病状に応じて患者を自ら受け入れ、又は適切な医療機関へ紹介する体制の整備や、地域の診療所医師の救急医療への参画を促すために必要な予算措置を新たに講じたところです。

- 無過失補償制度の充実を図ってほしい。

○無過失補償制度の充実について

- 産科医療補償制度については、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、
 - ① 分娩に係る医療事故により、脳性麻痺となったお子さん及びその家族の経済的負担を速やかに補償し、
 - ② 事故原因の分析を行い、将来の同種事故の防止に資する情報を提供することにより、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的として、平成21年1月から運用が開始されます。

- ジェネリック薬品の啓もうを政府はすべきである。医療費抑制策の制度だけをいじるよりこれが先決である。

○ジェネリック医薬品の普及について

- 厚生労働省では、後発医薬品の普及については、「平成24年度までに後発医薬品の数量シェアを30%以上にする」という目標を掲げて、積極的に推進することとしています。しかし、後発医薬品については、例えば、その品質、供給体制、情報提供体制に関する問題点が指摘されるなど、医療関係者等の信頼が必ずしも高いとは言えない状況にあり、そのことが後発医薬品の普及が遅れている要因の1つとなっているものと認識しています。
- このため、後発医薬品に対する国民や医療関係者の信頼感を高めるため、平成19年10月に「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」を策定し、後発医薬品の安定供給、品質確保、情報提供体制の強化等に関し、国及び後発医薬品企業が行うべき取組を着実に進めているところです。
- 特に、平成19年度から、①一般向けポスター・医療関係者向けパンフレット(Q&A)の作成、②厚生労働省ホームページにおける後発医薬品に関する取組の紹介を行っており、今年度は、これらの取組に加えて、都道府県レベルでも、後発医薬品の使用促進について検討するための協議会の設置を進めることとしています。

「甘利大臣、鴨下大臣と語る 希望と安心の国づくり」 (平成20年4月、内閣官房、経済産業省、環境省)

国民対話で出された意見・提案

政策等への反映状況

- 民生部門の対策が遅れている。建物の建て方により、省エネ化を進めるべきではないか。

- 省エネルギー法の改正(平成20年5月成立)
 - ・ 建築物に係る省エネルギー措置の届出等の義務付けの対象について、一定の中小規模の建築物へ拡大するとともに、大規模な建築物に係る担保措置を強化します。また、住宅に係る省エネルギー措置の届出の義務付けの対象について、一定の中小規模の住宅へ拡大するとともに、大規模な住宅に係る担保措置を強化します。また、住宅を建築し、販売する事業者に対し、省エネルギー性能の向上を促す措置等を導入します。
- 窓の省エネ性能表示制度について(平成20年4月)
 - ・ 省エネルギー性能の高い窓ガラスやサッシの普及を図り、消費者が窓を購入する際に断熱性能の高い製品を容易に選別できるように、その省エネ性能を星印により等級表示する表示制度を開始しました。
- 税制の拡充について(平成20年4月)
 - ・ 省エネ効果の高い窓等の断熱と空調、照明、給湯等の建築設備から構成される高効率ビルシステム等をエネルギー需給構造改革推進投資促進税制の対象設備に追加しました。既存住宅において一定の省エネ改修(窓の二重サッシ化等)を行った場合の省エネ改修促進税制を創設しました。

- 地球温暖化による影響が漠然としてわかりにくい。危機感を感じられるよう、わかりやすく示すべき。

- 地球温暖化による影響の普及・広報
 - ・ 地球温暖化による影響に関する最新の科学的知見や、我が国の温暖化対策、影響への適応策などについてわかりやすくまとめたパンフレット「STOP THE 温暖化2008」を作成し、平成20年7月に公表しました。
 - ・ 地球温暖化防止のための国民運動「チーム・マイナス6%」のホームページ(<http://www.team-6.jp/>)や、各種イベントにおいて、地球温暖化による影響の広報を行っています。
- 地球温暖化による日本への影響の研究
 - ・ 地球温暖化による日本への影響を研究し、その成果を『地球温暖化「日本への影響」－最新の科学的知見－』としてまとめ、平成20年5月29日に公表しました。我が国にも厳しい影響が現れることや、分野によっては特に脆弱な地域があることも定量的に明らかにされています。